

確
認

校 長	教 頭	教務課長	保健課長	養護教諭	年次主任	担 任

保健室保管

平成 年 月 日

年次 組 番 氏名
保護者 殿

山形県立左沢高等学校長

感染症に関わる連絡について（受診のすすめ）

このたび、_____の症状が認められるため、医師の診察を受けることをお勧めします。

なお、受診の結果、学校保健安全法に定められた感染症と診断された場合は、出席停止となりますので、速やかに下記報告書に罹患の証明になるもの（薬の処方箋の写し等）を添えて、学校にご提出ください。

山形県立左沢高等学校長 殿

受 診 報 告 書

診 断 名 _____

自宅療養指示期間 平成 年 月 日（ ）から 平成 年 月 日（ ）まで

医療機関名 _____（ 市・町）

医 師 名 _____

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

学校感染症について

学校においては、感染症の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましく、学校環境を維持するとともに生徒が健康な状態で教育を受けることが出来るためにも極めて重要である。(平成21年4月 学校保健安全法より)

種	感染症	出席停止の期間	備考
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (コウウイルス属 SARS コウウイルスが病原体限定)		
鳥インフルエンザ (H5N1 に限る)			
第二種	インフルエンザ (鳥 H5N1 を除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで (鳥・新型除)	ただし、病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められた時はこの限りではない。(第二種では結核を除く)
	百日咳	特有な咳が消失するまで	
	麻疹	発熱が解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで	
	咽頭結膜熱	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (その他の伝染病には、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症などが挙げられる。)	
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎			
その他の感染症			

【参考】 学校保健安全法施行規則 第 18 条の 2 (感染症の種類)

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項 (第 18 条の 1) にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

◎第 3 種：その他の感染症⇒『感染性胃腸炎』の診断を受け、自宅療養等を医師から指示された場合も該当すると考えられる。